

副本

平成24年(行ウ)第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件
原 告 大石光伸 ほか265名
被 告 国 ほか1名

答弁書

平成25年1月10日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

(被告国指定代理人

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省大臣官房

参事官 近藤裕之 代

法務省大臣官房行政訟務課

課付 山本剛 代

第五係長 大西一彰 代

第一係主任 澤田勝弘 代

法務事務官 松山香織 代

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部行政訟務部門

部付 日向輝彦 代

上席訟務官 杉本正樹 代

法務事務官 高石興則 代

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸一丁目1番42号

駿優教育会館6階

水戸地方法務局証務部門（送達場所）

(電話 029-227-9918)

(FAX 029-222-2604)

上席証務官 五島 勇

上席証務官 笠井 四郎

証務官 根本 篤

法務事務官 中野 浩昭

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

六本木ファーストビル

原子力規制委員会原子力規制庁

総務課法務室

室長 鶴園 孝夫 代

課長補佐 依田 圭司 代

課長補佐 小澤 良太 代

課長補佐 石森 博行 代

証務係長 新垣 琢磨 代

調整係 伊藤 彩菜 代

目 次

第1 請求の趣旨に対する答弁	5
第2 本案前の答弁の理由等	5
1 はじめに	5
(1) 請求の趣旨第1項の無効確認の訴えに係る原告適格の主張立証が具体的なものではないこと	5
(2) 請求の趣旨第2項の義務付けの訴えは訴訟要件を満たさないこと	6
2 実用発電用原子炉施設に関する原子炉等規制法、電気事業法の規制の概要	7
(1) 原子炉等規制法による安全規制の体系	7
(2) 原子炉等規制法第3条による適用除外	9
(3) 事業者に課せられた技術基準適合維持義務	9
(4) 技術基準適合命令	11
(5) 定期事業者検査、立入検査及び定期検査	12
(6) 現行法の規制の仕組み	14
(7) 改正後の原子炉等規制法においては、同法第3条の3の2に基づく使用停止等処分を命ずることによって原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の是正を図ることが可能となること	15
3 「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれ」があるとはいえないこと	18
(1) 「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれ」の意義	18
(2) 一時使用停止命令は、原告らが主張する「損害」の発生を回避することができる関係にある対応措置ではないこと	21
4 損害を避けるため他に適当な方法がないとは認められないこと	27
(1) 損害を避けるため他に適当な方法がないことの意義	27
(2) 本件は損害を避けるため他に適当な方法がない場合であるとは認められ	

ないこと	28
5 一時使用停止命令の義務付けを求める法律上の利益（原告適格）について の原告らの主張立証が具体的なものではないこと	29
6 小括	31
第3 請求原因に対する認否	31
1 はじめに	31
2 「第1章 はじめに」について	31
3 「第2章 本件訴訟の法的根拠」について	31
4 「第3章 被告国による原子力政策の問題点」について	33
5 「第4章 民事差止訴訟の立証責任」について	34
6 「第5章 原発の仕組みと放射能の危険性」について	34
7 「第6章 福島第一原発事故の真相」について	38
8 「第7章 地震と津波の危険性について」について	44
9 「第8章 東海第二原発を襲う地震と津波」について	49
10 「第9章 東海第二原発は老朽原発である」について	54
11 「第10章 安全設計審査指針が想定する事態を超えて過酷事故が発生す る」について	57
12 「第11章 放射性物質拡散の現実的な危険性と被害の重大さ」について	62
13 「第12章 電力需給は原発運転再開の理由とならない」について	65
14 「第13章 本件訴訟請求原因の概要と結論」について	67
第4 被告国の今後の主張予定	67

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 請求の趣旨第1項に係る原告らの請求を棄却する
- 2 請求の趣旨第2項に係る原告らの訴えを却下する
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求める。

なお、請求の趣旨第1項について、本案前の答弁を留保する。

第2 本案前の答弁の理由等

1 はじめに

- (1) 請求の趣旨第1項の無効確認の訴えに係る原告適格の主張立証が具体的なものではないこと

原告らは、請求の趣旨第1項の訴えにおいて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）23条1項に基づいて内閣総理大臣が昭和47年12月23日に相被告日本原子力発電株式会社（以下「被告会社」という。）に対してした東海第二原子力発電所原子炉（以下「本件原子炉」といい、これと付属施設を併せて「本件原子炉施設」という。）の設置許可処分（以下「本件設置許可処分」という。）の無効確認を求めている（以下「本件無効確認の訴え」という。）。

本件無効確認の訴えが適法であるためには、原告らが本件設置許可処分の無効確認を求めるにつき法律上の利益を有する者（行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）36条）と認められること（原告適格）が必要である。

原告適格を基礎づける事実については原告らが主張立証責任を負う（司法研修所編「改訂行政事件訴訟法の一般的問題に関する実務的研究」112ページ）ところ、原告らは、その具体的な主張立証をしておらず、かえって、訴状によれば、原告らの中には、東京都や神奈川県等の本件原子炉施設からかなり遠距離の地域に居住する者が少なからず含まれている。

そこで、現時点では、被告国は、原告らのうち原告適格を有するものとそうではない者とを特定することができないため、原告らの原告適格に係る具体的な主張立証を待つこととして、請求の趣旨第1項の訴えに対する本案前の答弁を留保する。

(2) 請求の趣旨第2項の義務付けの訴えは訴訟要件を満たさないこと

原告らは、請求の趣旨第2項の訴えにおいて、被告国に対し、電気事業法40条に基づき、主務大臣が被告会社に対して本件原子炉施設の一時使用停止命令を発令することの義務付けを求めている（以下「本件義務付けの訴え」という。）。

原子炉施設の使用停止命令の発令について法令に基づく申請権はないから、本件義務付けの訴えはいわゆる非申請型の義務付けの訴え（行訴法3条6項1号）に該当するところ、非申請型の義務付けの訴えは、「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、損害を避けるため他に適當な方法がないときに限り」（行訴法37条の2第1項、以下「訴訟要件①」という。）、「行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り」（同法37条の2第3項、以下「訴訟要件②」という。）提起することができる。

まず、訴訟要件①についてみると、後記3で述べるとおり、原告らの主張は、その実質をみれば、本件原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項に問題点があることによって重大な損害が生じるおそれがあるとしていると解されるところ、現行の電気事業法40条に基づく原子炉施設の一時使用停止命令は、飽くまで技術基準適合性（同法39条1項）を維持するために発令されるものであり、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項が原子炉等規制法24条1項3号所定の基準に適合しない場合に発令されるものではないし、また、一時使用停止命令がされないことにより「重大な損害が生じるおそれ」があるという関係は

認められないから、本件義務付けの訴えは、本件原子炉施設の一時使用停止命令という「処分がされることにより重大な損害を生ずるおそれ」があるときという訴訟要件を満たさないというべきである。

以上に加えて、原告らの主張から察するに、原告らが本件義務付けの訴えを提起した目的は、本件原子炉の運転を終局的に停止させることにあると解されるところ、本件義務付けの訴えで求めている電気事業法40条に基づく一時使用停止命令は、技術基準適合状態が回復されるまで暫時に原子炉施設の使用停止を命ずるものにすぎないのである。原告らは、上記目的を達成するためのより直截な方法として、事業者に対して本件原子炉の運転の差止めを求める民事訴訟を提起することができ、現に被告会社に対して当該民事訴訟（以下「本件差止めの訴え」という。）を提起しているのであるから、「損害を避けるため他に適当な方法がないとき」（行訴法37条の2第1項）に該当せず、上記訴訟要件も満たさないというべきである。

次に、訴訟要件②についてみても、原告らは、電気事業法40条に基づく一時使用停止命令を求めるにつき法律上の利益を有すること（原告適格）を具体的に主張立証していない。

以下では、まず、実用発電用原子炉施設に関する原子炉等規制法、電気事業法の規制の概要について説明した上で、本件義務付けの訴えは訴訟要件を欠き、不適法なものであることを詳論する。

なお、原子炉等規制法の一部を改正する内容を伴う原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）が制定されたが、その施行は一部にとどまっていることから（同法附則1条参照）、以下では、現時点における原子炉等規制法及び電気事業法の規定を前提に説明する。

2 実用発電用原子炉施設に関する原子炉等規制法、電気事業法の規制の概要

（1）原子炉等規制法による安全規制の体系

本件原子炉施設は、実用発電用原子炉施設であり、それに対する安全規制は原子力規制委員会が所管し、原子炉等規制法の規制を受けるほか、電気工作物でもあるから、電気事業法の規制を受ける。

原子炉等規制法による原子炉の設置、運転等に関する安全規制の体系は、原子炉の設計から運転に至るまでの過程を段階的に区分し、それぞれの段階に対応して原子炉設置の許可（なお、原子炉の基数の変更（原子炉等規制法26条1項、23条2項3号、いわゆる原子炉の増設）を内容とする変更許可を含めて設置許可ということがある。）、設計及び工事の方法の認可、使用前検査の合格、保安規定の認可、定期検査などといった規制手続を介在させ、これら一連の規制手続を通じて安全の確保を図るというものであり、段階的安全規制の体系が採られていることに特色がある。

原子炉について、設置許可から定期検査までの流れを概観すると、以下のとおりである。すなわち、原子炉を設置しようとする者は、まず、①原子力規制委員会の原子炉設置許可を受けることを要する（同法23条1項）。次に、工事に着手するためには、②設計及び工事の方法について原子力規制委員会の認可を受けなければならない（同法27条1項）。そして、原子炉の運転を開始するためには、③原子力規制委員会の使用前検査を受け、これに合格しなければならないほか（同法28条1項）、④保安規定を定め、これにつき原子力規制委員会の認可を受けなければならない（同法37条1項）。さらに、運転開始後においても、⑤一定の時期ごとに施設定期検査を受けなければならない（同法29条1項）。

以上のように、原子炉の設置、運転等については段階に分けて安全規制が行われるのであるが、そのうち、①の原子炉設置許可処分の段階において、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性が判断され、これを前提として、②ないし⑤の設計及び工事の方法の認可以降の規制（いわゆる後段規制と称されている規制であり、以下、単に「後段規制」

という。)において、詳細設計の妥当性が審査された上、現実に工事がされ、使用前検査を経て使用が開始された原子炉について、具体的な部材・設備の強度、機能に問題がないかどうかを確認するため、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号。以下「省令62号」という。)が制定されており、これに基づき技術基準適合性が判断される仕組みが採られている。

(2) 原子炉等規制法73条による適用除外

原子炉施設等を規制対象とする原子炉等規制法と電気工作物等を規制対象とする電気事業法とは、それぞれの規制に齟齬を来さぬよう相互の関連を考慮した上で規定がされている。

具体的には、電気事業法及び同法に基づく命令の規定による検査を受けるべき原子炉施設であって実用発電用原子炉に係るものについては、原子炉等規制法73条において、同法27条から29条までの規定の適用が除外されており、これに代わって電気事業法に基づく規制がされている。これを詳しく見ると、原子炉施設の設計及び工事の方法の認可(原子炉等規制法27条)に代わって事業用電気工作物の設置の工事の計画についての主務大臣(原子力規制委員会及び経済産業大臣をいう。平成24年法律第47号附則1条本文及び同附則40条参照。)の認可(電気事業法47条)又は主務大臣に対する届出(同法48条)が、原子炉施設の使用前検査(原子炉等規制法28条)に代わって事業用電気工作物の設置の工事についての主務大臣の使用前検査(電気事業法49条)が、原子炉施設の施設定期検査(原子炉等規制法29条)に代わって特定重要電気工作物について主務大臣が所定の時期ごとに行う定期検査(電気事業法54条)及び特定電気工作物について事業者が定期に行う定期事業者検査(同法55条)などがそれぞれ定められている。

(3) 事業者に課せられた技術基準適合維持義務

ア 電気事業法39条1項は、「事業用電気工作物を設置する者は、事業

用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と規定し、事業用電気工作物の設置者に対し、技術基準適合維持義務を課している。

ここでいう事業用電気工作物とは、電気工作物（電気事業法2条1項16号）のうち、一般用電気工作物以外のものをいう（同法38条3項）。

そして、一般用電気工作物とは、①他の者から主務省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物（これと同一の構内に、かつ、電気的に接続して設置する小出力発電設備を含む。）であって、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないもの（同条1項1号）、②構内に設置する小出力発電設備（これと同一の構内に、かつ、電気的に接続して設置する電気を使用するための電気工作物を含む。）であって、その発電に係る電気を上記①の経済産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないもの（同項2号）等をいう。実用発電用原子炉施設は、この一般用電気工作物には該当せず、事業用電気工作物に該当するから、これを設置する者に技術基準適合維持義務が課せられることになる（同法39条1項）。

実用発電用原子炉施設は、定期検査の対象となる特定重要電気工作物（発電用のボイラー、タービンその他の電気工作物のうち、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるものであって、主務省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であって主務省令で定めるもの。）に該当する（電気事業法54条1項、同法施行規則89条、90条）から、定期検査の対象となる。

イ 電気事業法 39 条 2 項は、主務省令において技術基準を定める（同条 1 項）に当たって掲るべき基本となる基準を定めている。すなわち、同条 2 項は、①事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること（同項 1 号）、②事業用電気工作物は、他の電気的設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与えないようにすること（同項 2 号）、③事業用電気工作物の損壊により一般電気事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること（同項 3 号）、④事業用電気工作物が一般電気事業の用に供される場合にあっては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障が生じないようにすること（同項 4 号）を上記の基準として掲げている。これらの基準に基づき、発電用原子力設備については省令 62 号において具体的な技術基準が定められており、事業者は、実用発電用原子炉施設について、設計、建設段階のほか運転段階においても省令 62 号に適合するように維持することが義務付けられている。

(4) 技術基準適合命令

電気事業法 40 条は、「主務大臣は、事業用電気工作物が前条第 1 項の主務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。」と規定しており、主務大臣は、同条に基づき、事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物の修理、改造、移転のほか、使用の一時停止、使用の制限を命令することができる（以下、この命令を「技術基準適合命令」という。）。

実用発電用原子炉施設については、工事計画の認可を受け、又は使用前検査に合格した場合には、その時点では技術基準に適合しないものではな

いとされることとなるが、設置又は変更の工事後の周囲の環境の変化や事業用電気工作物の損耗等により技術基準に適合しなくなつたにもかかわらず、そのまま放置される場合などには、技術基準に適合するよう監督する必要があることから、電気事業法40条が設けられている。例えば、立入検査（同法107条）の結果、実用発電用原子炉施設が同法39条1項の発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令である省令62号で定める技術基準に適合していないと主務大臣が認める場合には、主務大臣の裁量に基づき、技術基準適合命令が発令されることとなる。

発令される技術基準適合命令の内容は、当該事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止又は使用の制限という種類・態様の中で、当該事業用電気工作物を技術基準に適合させるために必要な範囲に限定される。例えば、修理又は改造をもって事足りる場合に、移転を命ずるのは適当ではなく、使用の一時停止命令は、修理、改造等技術基準に適合させるため何らかの措置が講ぜられるまでの間、これに必要な限度で行われるものである。使用の制限は、使用の停止には及ばないものの、修理、改造等のため、出力を一定限度以下にして使用させる必要があるような場合などに行われる（電気事業法解説（乙イ第1号証）305、306ページ）。

（5）定期事業者検査、立入検査及び定期検査

前記の技術基準適合維持義務を担保するために、事業者は定期事業者検査（電気事業法55条1項）をしなければならず、また、同法の規定の施行に必要な限度において、主務大臣から、その職員による立入検査（同法107条1項）を受け、さらに、定期検査（同法54条）を受けなければならない。

ア 定期事業者検査は、特定電気工作物（発電用原子炉及びその附属設備であつて主務省令で定めるものがこれに含まれる。）について、一定期間ごとに技術基準に適合していることを確認するために事業者自身によ

り行われるものである。電気事業法 55 条は、定期的に事業者が検査を行うこと、その検査結果を記載し、保存しておくこと（同条 1 項ないし 3 項）、一定の期間が経過した後に技術基準に適合しなくなるおそれのある部分があると認めるときには、それについて健全性評価を行って、将来における予測評価を行うこと（同項）、主務大臣の行う定期安全管理審査を受けること（同条 4 項ないし 6 項）等を義務付けている。これは、使用前検査において技術基準の適合性を確認していても、その後の維持、運用段階において保安水準に差が生じることがあり得ることから、定期的に事業者自ら技術基準の適合性を確認することとしているものであり、事業者に対する技術基準適合維持義務を実効あらしめるものである。

イ 主務大臣は、技術基準適合性を維持する義務を尽くさせるに必要な限度において、その職員に、事業者の実用発電用原子炉施設に係る営業所、事業場等に立ち入り、実用発電用原子炉施設のほか、帳簿類等を検査させることができる（電気事業法 107 条 1 項）。これにより、主務大臣においても、必要に応じて、事業者が技術基準適合維持義務を果たしているかどうかを検査することができ、事業者に課せられた技術基準適合維持義務の実効性が図られている。

ウ 定期検査は、定期事業者検査の対象となる特定電気工作物のうち、公共の安全確保上特に重要なものである特定重要電気工作物について、主務大臣が主務省令で定める時期ごとに行う検査であり（電気事業法 54 条 1 項），定期事業者検査に電気工作物検査官が立ち会い、又は、その定期事業者検査の記録を確認する方法により行うものである（電気事業法施行規則 90 条の 2）。この検査により、事業者が技術基準適合維持義務を果たしているか否かを確認することとしている。

エ 以上のとおり、事業者は、実用発電用原子炉施設について、事業者に

課せられた技術基準適合維持義務の履行を担保する定期事業者検査を行い、また、実用発電用原子炉施設の安全規制を所管する主務大臣は、電気事業法の規定の施行に必要な限度において、定期事業者検査に際し作成、保存される帳簿類等を検査するために立入検査を行うことができるとしており、さらに、特定電気工作物のうち、公共の安全確保上特に重要なものである特定重要電気工作物について、定期事業者検査の状況やその結果を確認するため、定期検査を行うこととされている。主務大臣は、立入検査や定期検査の結果として、事業者が技術基準適合維持義務を満たしていないと認めるときには、当該事業者に対して技術基準に適合させるために必要な範囲で技術基準適合命令を発令し、事業者において、同命令に係る事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止又は使用の制限等の措置を講ずることになる。

(6) 現行法の規制の仕組み

以上のとおり、現行の原子炉等規制法及び電気事業法は、原子炉施設の安全規制につき段階的規制の仕組みを採用しており、設置許可処分の段階で基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性が審査され、設置許可処分がされたことを前提に、この基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の枠組みを土台として詳細設計の安全性、さらには具体的な部材・設備・機器等の強度、機能へと、段階を踏んでより精緻な事項を審査する方法が採用されているのである。そして、定期事業者検査や立入検査、定期検査の機会に行われる技術基準適合性の検査は、後段規制に属するものであり、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の枠組みを土台に詳細設計を経て工事計画が認可され、現実に施工された具体的な部材・設備・機器等が、技術基準に適合する機能、強度を維持しているかどうか（経年劣化等によりその機能、強度が損なわれていないかどうか）を確認するために行われるものである。

したがって、このような現行法の仕組みを前提とする限りにおいては、後段規制の技術基準の適合性を確認する段階で、前段規制の設置許可処分で既に審査された基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性を確認し、これに問題があれば、技術基準適合命令を発令するという仕組みは採られていないのである。

(7) 改正後の原子炉等規制法においては、同法43条の3の23に基づく使用停止等処分を命ずることによって原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の是正を図ることが可能となること

このように、現行法の下では、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項に事後的に問題が判明した場合であっても、原子力規制委員会等が、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を発することによってその是正を図ることはできないが、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則17条の施行（原子力規制委員会設置法施行日（平成24年9月19日）から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日。同法附則1条4号）後の原子炉等規制法（以下「改正原子炉等規制法」という。）43条の3の23は、原子炉施設の使用停止処分などを行い得る場合として、現行の電気事業法40条と同様に「発電用原子炉施設が第43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるとき」に加え、「発電用原子炉施設が第43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるとき」を規定しており、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合しないと認める場合にも、使用停止等処分をなし得ることを明文で規定した。その詳細は次に述べるとおりである。

ア 関連する規定

改正原子炉等規制法は、その規制対象の分野の一つとして、原子炉の設置、運転等に関する規制（第四章）を規定し、これを試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制（第一節）と、発電用原子炉の設置、運転等に関する規制（第二節）とに分け、第二節において、発電用原子炉の設置、運転等に関して行政庁の許可等の規制を受けるべきものとしている。そして、改正原子炉等規制法は、第二節冒頭に発電用原子炉設置の許可についての規定を置き（43条の3の5）、次いで、同法43条の3の6第1項柱書きは、発電用原子炉の設置許可の要件として、「原子力規制委員会は前条第1項の許可（引用者注：発電用原子炉の設置許可）の申請があった場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。」と規定し、同項4号は、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」を掲げている。

現行の原子炉等規制法は、同法73条により、設計及び工事の方法の認可（同法27条）、使用前検査（同法28条）及び施設定期検査（同法29条）等について、発電用原子炉について適用除外としていたが、改正原子炉等規制法は、これらの適用除外を廃し、発電用原子炉についても、同法43条の3の9以下において、工事の計画の認可（同法43条の3の9）、使用前検査（同法43条の3の11）、施設定期検査（同法43条の3の15）等の規制がされるものとし、同法43条の3の14本文は、「発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。」と規定する。そして、改正原子炉等規制法43条の3の23は、原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第

43条の3の6第1項第4号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が第43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができると規定している（以下、同規定に定める上記の保安のために必要な措置を併せて「使用停止等処分」という。）。

イ 改正原子炉等規制法43条の3の23の趣旨・要件等

上記のとおり、改正原子炉等規制法43条の3の23は、使用停止等処分を行い得る場合として、現行の電気事業法40条と同様に「発電用原子炉施設が第43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるとき」に加え、「発電用原子炉施設が第43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるとき」を規定しており、この規定は、「最新の知見を規制の基準に取り入れ、既に許可を得た施設に対しても新基準への適合を義務付ける制度」を新たに創設したものであるとされている（乙イ第2号証）。すなわち、同法43条の3の23は、発電用原子炉施設が技術基準に適合しない場合に加え、最新の科学技術的知見を反映した設置許可要件として原子力規制委員会規則で定める基準（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準）を使用停止等処分の基準としても位置づけ、これに適合しないと認められる場合には、使用停止等処分をなし得ることを明文で規定したものである。

ウ 改正原子炉等規制法43条の3の23との比較からも、技術基準適合命令に関する被告の解釈が相当であること

このように、改正原子炉等規制法43条の3の23が、使用停止等処

分の要件として、技術基準に適合しない場合に加え、新たに設置許可処分の基準に適合しない場合を明記したことに照らせば、前者の場合のみを技術基準適合命令の要件と定める現行の電気事業法40条について、設置許可処分の要件を充足しないことが判明した場合についても同条に基づいて技術基準適合命令を発してそれを是正することができるという解釈をすることは、文言解釈としても趣旨解釈としても相当とはいえないものであることは明らかといるべきである。

3 「一定の処分がされることにより重大な損害を生ずるおそれ」があるとはいえないこと

(1) 「一定の処分がされることにより重大な損害を生ずるおそれ」の意義

ア まず、行訴法37条の2第1項に「一定の処分がされることにより重大な損害を生ずるおそれ（傍点は引用者）」があることと規定されていることからも明らかのように、ここで問題となる「重大な損害」は、一定の処分を行うことによりそれを回避することができるような関係にあることが必要である。そうでなければ、裁判所が、行政庁に対して「一定の処分」をすべきことを義務付けても「重大な損害」を回避することはできないのであって、そもそも訴えの利益が認められない。同法37条の2第2項が重大な損害が生じるか否かを判断するに当たって「処分の内容及び性質」を勘案することとしているのも、一定の処分の内容及び性質（処分の効果を含む。）に鑑み、これを行うことによって重大な損害を回避することが可能な関係かどうかを考慮する趣旨であると解される。

イ また、「重大な」損害が生ずるおそれがあると認められるためには、「一定の処分」がされることにより生ずるおそれのある損害が、事後的な回復を受けることにより救済が容易なものであっては足りないのであり、行政庁が第一次的判断権を行使する前に当該処分をすべきことを命ずる

方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものであることを要すると解すべきである(行訴法37条の2第1項の訴訟要件と同様の訴訟要件を規定した同法37条の4第1項に関するものであるが、最高裁平成24年2月9日第一小法廷判決・判例時報2152号24ページは、これに沿う判示をしている。)。

なぜなら、義務付けの訴えは、裁判所に対し、行政庁が第一次的判断を下す前に具体的な処分をすべきことを命ずる裁判を求めるものであることから、その適法要件については、国民の権利利益の実効的な救済の観点を考慮するとともに、司法と行政の適切な役割分担の在り方を踏まえたものとする必要があるからである。すなわち、裁判所は、行政庁のように、政策的判断を行うための専門的・技術的知識やその判断の基礎となる資料の収集能力を備えた組織とは異なり、その政策運営について国民に対して責任を負い得る立場にもないから、行政庁が処分をする前に裁判所がその発動を命ずるには、国民の権利利益の実効的な救済の観点を考慮することはもちろんであるが、司法と行政の機能の適切な均衡の観点からも、救済の必要性の有無を慎重に検討する必要がある。また、非申請型の義務付けの訴えは、そもそも、処分を求める法令上の申請権が与えられておらず、行政庁に対し当該処分を求めることが手続上予定されていない行政処分を対象とするものであるが、これが認容された場合には、法令上の申請権がない者にあたかも申請権を認めることと同様の結果となる。このような観点からも、義務付けの訴えによる救済の具体的な必要性が高い場合に限られるべきである(以上につき、小林久起「行政事件訴訟法」161ページ参照)。

ウ さらに、司法と行政の機能の適切な均衡という観点を考慮すれば、重大な損害を生ずる「おそれ」があるといえるためには、発動が求められている処分の根拠法令に事実を当てはめることによって当該処分をすべ

きであるか否かの判断をすることができるような客観的状況が認められる場合でなければならない。要するに、重大な損害を生ずる「おそれ」は、抽象的なものでは足りず、処分がされない場合に重大な損害が生じる具体的・現実的な危険性が存在することが認められることを要するというべきである。

この点、東京高裁平成19年11月5日判決・判例タイムズ1277号67ページは、自身の出生届が不受理とされた1審原告が区長に対して住民票の作成の義務付けを求めた訴えについて、同訴えの訴訟要件である「一定の処分がされないことにより重大な損害が生ずるおそれ」として1審原告が①住民票が作成されない場合の選挙権行使の支障及び②住民票がないことによる年金等の諸手続の支障を主張したのに対し、①については、1審原告が現在2歳であってその不利益が現実化しているものではないからこの点で重大な損害は生じていないし、②については、住民票がないため上記諸手続において煩瑣な点があり得るとしても、住民票がある者と同じ扱いがされる場合が多いことが認められるから重大な損害が生ずるおそれがあるとまではいえないと判示して、同訴えは義務付けの訴えの訴訟要件を欠く不適法な訴えであるとして訴えを却下しているが、この判示部分は、義務付けの訴えにおける訴訟要件である「重大な損害を生ずるおそれがあ」ることについて、上述したところと同じ解釈を探ったものと解される（同判決に対して上告受理の申立てがされたが、上記判示部分についての上告受理申立て理由は、上告受理の決定において排除されている（最高裁平成21年4月17日第二小法廷判決・法曹時報62巻6号1590ページ）。

工 なお、「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあ」ることを基礎づける事情については、訴訟要件に関するものであるから、原告においてその主張立証責任を負うというべきである（原告

適格に関するものであるが、前掲改訂行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究 112 ページ参照)。

(2) 一時使用停止命令は、原告らが主張する「損害」の発生を回避することができる関係にある対応措置ではないこと

原告らは、本件原子炉が「見直されるべき耐震設計審査指針、安全評価指針と発電用原子炉技術基準省令に定める耐震性、津波対策等の基準に合致していない」(訴状 34 ページ) とし、本件義務付けの訴えの訴訟要件については、「安全審査指針とこれに適合する技術上の基準を満たさない原子炉は重大な事故を起こす可能性が高く、事故を起こした場合には、原告らを含む極めて多数の人々に多大な損害をもたらすことが明らか」とあると主張している(訴状 36 ページ 6 行目ないし 9 行目)。

原告らの上記の主張は、要するに、基準地震動の策定が妥当でないこと(訴状第 8 章参照。以下「原告ら主張①」という。)及び津波の想定が不十分であること(訴状第 8 章参照。以下「原告ら主張②」という。)からすると、想定を超える地震や津波によって本件原子炉施設において重大な事故が発生し、同事故により重大な損害が生ずるとして、これをもって「重大な損害が生じるおそれ」があるとする趣旨であると解されるが、原告ら主張①及び②は、いずれも基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項であり、電気事業法 40 条に基づく一時使用停止命令を発令することによってそのような基本設計ないし基本的設計方針の不備を是正することはできないから、結局のところ、同命令は、それらの不備に基づく重大な損害の発生を回避することができる関係にある対応措置ではないというべきである。

以下、詳述する。

ア 基準地震動 S s の策定における地震動の想定が不十分であるとの主張
(原告ら主張①)について

(7) 原告らは、基準地震動 S s の策定の際の地震動の想定が不十分である旨主張する。

基準地震動 S s の策定に当たり、原子炉施設の敷地周辺の活断層の運動性をどのように考慮するかという問題や、プレート間地震の影響をどのように考慮するかという問題は、設置許可処分の段階で考慮される基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項である。このことは、現行法の仕組みを受けて策定された指針類においても当然の前提となっている。すなわち、基準地震動 S s の策定について定める「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（平成18年9月19日原子力安全委員会決定（乙イ第3号証）。以下「耐震設計審査指針」という。）は、その記載内容から、設置許可処分の段階で考慮される基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項についてのものであることが明らかである。¹

そして、前記2で述べたとおり、現行の原子炉施設の安全規制については、段階的安全規制の仕組みが採られており、原子炉設置許可処分の段階においては、原子炉施設の安全性が一括して判断されるので

1 耐震設計審査指針は、「耐震設計上重要な施設は、敷地周辺の地質・地質構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切な地震動による地震力に対して、その安全機能が損なわれることがないように設計されなければならない。さらに、施設は、地震により発生する可能性のある環境への放射線による影響の観点からなされる耐震設計上の区分ごとに、適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられるように設計されなければならない。」（乙イ2号証1ページ、傍点は引用者）としている。

はなく、基本設計ないし基本的設計方針の妥当性が審査され、設置許可処分がされたことを前提に、この基本設計ないし基本的設計方針の枠組みを土台として、それ以降に連続する各種の許認可の各段階においてそれぞれ独自の安全規制がされるものである。そして、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令は、工事の計画の認可がされ、原子炉施設の工事が行われ、これによって現出した具体的な原子炉施設について、使用前検査を経て使用が開始された後に、定期検査等の機会に発見された技術基準に関する問題を是正し、技術基準適合性を維持する目的で発令されるものにすぎない。

すなわち、電気事業法40条は、同法39条1項が「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と規定していることを受け、「主務大臣は、事業用電気工作物が前条第1項の主務省令で定める技術基準に適合していないと認めるとときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。」と規定している(傍点は引用者)。この文理に照らせば、同条が事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認められる場合に、これを技術基準に適合させるための措置を命ずることを定める趣旨の規定であることが明らかというべきものであり、同条はもとより、電気事業法のその他の規定を見ても、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項が原子炉等規制法24条1項3号の設置許可の基準に適合しないことが明らかになった場合に、技術基準適合命令を発して当該基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項のは正を命ずることができると解し得るような規定は存在しないのである。

(1) このように、原子炉等規制法及び電気事業法は、後段規制においては、設置許可処分の際の安全審査において基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性が確認されていることを前提に、事業者に対し、事業用電気工作物としての具体的な部材、機材等の性能、機能等の技術基準適合維持義務を課すとともに、技術基準適合性が維持されていない場合には、必要に応じて技術基準適合命令を発することによってこれを是正する仕組みを採用しているものであり、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項は、後段規制の前提となるものであって、後段規制の対象にはならないものである。そして、この事項に関して事後的に問題が生じた場合であっても、それについて後段規制としての技術基準適合命令によって是正する仕組みは採られていないのである。

以上によれば、電気事業法40条に基づく一時使用停止命令は、基準地震動Ssの策定に問題があることによって発生すると原告らが主張する「損害」の発生を回避することができるような関係にある対応措置ではないというべきである。

イ 津波の想定が不十分であるとの主張(原告ら主張②)について

現行法の仕組みでは、津波の問題は、耐震設計に当たり、基準地震動の策定などと併せて、地震随伴事象として考慮されるものである。そして、この段階で、原子炉施設の立地や過去の敷地周辺等における津波の記録等に基づき、想定津波高が設定されることになる。したがって、津波の想定の問題は、前記アの基準地震動Ssの策定と同様に、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項にはかならない。

このことは、指針類においても当然の前提となっている。すなわち、発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定(乙イ4号証)。以下「安全設計審査指針」と

いう。)が、「自然現象に対する設計上の考慮」として、「安全機能を有する構築物、系統及び機器は、地震以外の想定される自然現象によって原子炉施設の安全性が損なわれない設計であること」との指針を設け、耐震設計審査指針では、「地震随伴事象に対する考慮」として、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」との指針を設けているところである。

そして、前記ア(ア)のとおり、電気事業法には、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項が原子炉等規制法24条1項4号の設置許可の基準に適合しないことが明らかになった場合に、技術基準適合命令を発して当該基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項の是正を命ずることができると解し得るような規定は存在しない。

以上によれば、電気事業法40条に基づく一時使用停止命令は、津波の想定が不十分であることによって発生する「損害」の発生を回避することができるような関係にある対応措置ではないというべきである。

なお、原告らは、地震との関係で、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が平成24年3月31日に発表した「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について(第一次報告)」(乙イ第5号証)に依拠して、大規模津波が到来するおそれがある旨主張するようであるが、本件原子炉施設の東方に存在する日本海溝付近と南海トラフとは地域や地殻等が異なるのであるから、南海トラフに関する検討内容を所与の前提として、本件原子炉施設の敷地周辺における地震・津波を想定すべきであるとすることには、具体的な根拠を欠き、明らかに失当である。

ウ 炉心シュラウドの応力腐食割れの主張について

原告らは、炉心シュラウド²の応力腐食割れ³について主張しているところ（訴状第9章），本件義務付けの訴えに関連する主張であるのかどうか必ずしも明らかではない。また、この主張は、前記の「重大な損害が生じるおそれ」との関係でいえば、基準地震動の策定が妥当でなく、また津波の想定が不十分であるため、想定を超える地震や津波によって本件原子炉施設に重大な事故を発生させる一事情として設備の経年化が進んでいることをいうものとも思われるものであり（訴状183ページ「地震動と応力腐食割れ」参照），結局のところ、炉心シュラウドの応力腐食割れに係る原告らの上記主張も、基準地震動の策定が妥当でないこと及び津波の想定が不十分であることとの関連で問題を提起するものである。そうすると、電気事業法40条に基づく一時使用停止命令は、上記の問題によって発生する「損害」についても、その発生を回避することができるような関係にある対応措置ではないというべきである。

エ 小括

以上のとおり、基準地震動の策定や津波の想定に問題があるため地震や大規模津波が到来することに起因して生じるおそれがあるとする事故による「重大な損害」は、現行法上、電気事業法40条に基づく一時使

2 炉心シュラウドとは、本件原子炉のような沸騰水型軽水炉(BWR)の炉心支持構造物の一つであり、原子炉格納容器内にある原子炉燃料を囲むように設置されている直径4ないし5メートル、高さ7ないし8メートル、厚さ3ないし5センチメートルの円筒状のステンレス製の機器であり、原子炉燃料を正しい位置に保持するという役割と、原子炉圧力容器の中で水の流れを分離する仕切り板の役割を果たすものである（乙イ第6号証）。

3 材料因子(化学成分)、力学因子(引張応力)及び環境因子(塩化物イオン等)により生じる腐食であり、亀裂(いわゆるひび割れ)の形態を示す。

用停止命令という処分を行うことによっては回避することができないものであるから、技術基準適合命令の義務付けを求める原告らの訴えは、非申請型の義務付けの訴えとして、その訴訟要件を充足しないというべきである。

4 損害を避けるため他に適当な方法がないとは認められないこと

(1) 損害を避けるため他に適当な方法がないことの意義

行訴法37条の2第1項は、非申請型の義務付け訴訟の訴訟要件として「一定の処分がされないことにより重大な損害が生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がない」ことを規定している。これは、前述のように、義務付けの訴えは、行政庁が第一次的判断を下す前に具体的な処分をすべきことを裁判所が直接命ずる裁判を求めるものであることから、その適法要件については、国民の権利利益の実効的な救済の観点を考慮するとともに、司法と行政の適切な役割分担の在り方を踏まえたものとする必要があるからであり、また、仮に一定の処分がされないことにより重大な損害が生ずるおそれがあるとしても、その損害を避けるため他に適当な方法があるのであれば、法令上の申請権が認められていない行政処分についてあえて訴訟上の救済として義務付けの訴えを認めるべき救済の必要性はないからである(以上につき、前掲小林「行政事件訴訟法」161ないし162ページ)。

この訴訟要件については、以上のような救済の必要性の観点から、他に適当な方法があるか否かは個別の事案に即して判断されることになるところ、原告らに損害を生じさせ又は生じさせるおそれのある直接の原因が行政以外の第三者の行為にあるため、その第三者に対して直接民事上の請求をすることによってある程度の権利救済を図ることが可能であるという場合、そのことから直ちに一般的に「他に適当な方法」があるとして義務付け訴訟(その第三者に対して行政庁がその規制権限の行使として一定の

処分をすべき旨を命ずることを求める訴訟)による救済が排除されるということはできない。しかしながら、「その損害を避けるため他に適当な方法がない」か否かは、「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれ」があるか否かの判断と相まって救済の必要性の観点から判断されるべき問題であるから、損害又はそのおそれの直接の原因者である第三者に対する民事上の請求の法令上の根拠の有無、要件、効果の違いなどを踏まえ、権利利益の実効的な救済の観点から、その民事上の請求が義務付けの訴えとの対比においてより適当な方法であるといえるときは、上記の訴訟要件を欠くというべきである(前掲小林163ないし165ページ参照)。

(2) 本件は損害を避けるため他に適当な方法がない場合であるとは認められないこと

原告らは、「首都を囲む東海第二原発並びに浜岡原発が重大事故を起こせば首都は壊滅する。国家は機能しなくなり崩壊する。どこの原発であれもう一ヶ所でも過酷事故が発生すれば、食糧供給も危機的となるであろう。日本の原発は全て即時停止、廃炉にすべきである。」(訴状25ページ),「東海第二原発は、重要な立地条件を満たさないまま建設された危険な原発である。」(同196ページ),「地震と津波の予想を見直し、地震によっても損傷せず、津波にも水没しない対策を行ったりする等、まずは、不十分な第3層の安全性強化を図ることが防護対策として不可欠であって、これらの対策を立てずに弥縫的な緊急措置をして運転を再開することは、到底許されるべきではない。」(同201ページ10行目以下)などと主張している。要するに、原告らは、本件原子炉の廃炉を究極の目的としつつ、本件義務付けの訴えとの関係では、本件原子炉には重大な危険があるから、その運転は許されないと主張して、その運転を差し止めようとしているものであると解される。

しかしながら、前記のとおり、電気事業法40条に基づく技術基準適合

命令は、事業用電気工作物を技術基準に適合させるために、その修理、改造、移転若しくは使用の一時停止を命じ、又は使用を制限するものであり（同条）、その範囲は事業用電気工作物を技術基準に適合させるのに必要な範囲に限定されている。一時停止命令についていえば、修理等の技術基準に適合させるため何らかの措置が講ぜられるまでの間に暫定的な処分として発せられるものにすぎず、もとより原子炉の運転を恒久的に又は長期間にわたり停止させることをその目的とするものではない。

以上に照らせば、本件事案において電気事業法40条に基づく一時使用停止命令の義務付けを求めるることは、訴訟要件の観点からはもちろんのこと、行政庁にその規制権限を行使させて電力事業者に対して長期的な運転の停止を命ずるよう求めようとする原告らの訴訟目的との適合性という観点からも、不適切なものといわざるを得ない。

原告らは、その人格権に基づく妨害排除請求として、本件原子炉施設を稼働する被告会社に対し、現に本件原子炉の運転の差止めを求める民事訴訟（本件差止めの訴え）を提起しているのであり、このような民事上の差止めの訴えがより直截的な救済方法であり、本件原子炉の使用の一時的でない差止めを求めるものである点において、原告らの目的にも適合しているものということができる。

したがって、本件訴えは、「損害を避けるため他に適當な方法がないこと」との訴訟要件を充足しないというべきである。

なお、被告国は、本件原子炉施設について、基準地震動の策定や津波の想定が適切にされており、重大な損害が生ずるおそれがそもそも存在しないことについても、必要に応じて追って主張する予定である。

5 一時使用停止命令の義務付けを求める法律上の利益（原告適格）に関しての原告らの主張立証が具体的なものではないこと

- (1) 非申請型の義務付けの訴えは、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずる

ことを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる（行訴法37条の2第3項）。非申請型の義務付けの訴えは、処分につき申請権を有しない者もこれを提起することができるため、原告適格の範囲を合理的に画す必要があることから、行政庁が第三者に対して規制権限を発動するよう求める訴えの原告適格の範囲については、行政庁が第三者にした処分の取消しを求める訴訟のそれと同様に解すべきである。

したがって、原告らは、一時使用停止命令の義務付けを求めるについて法律上保護された利益を有する者であることを主張立証しなければならない。そして、この法律上の利益の有無については、行訴法9条2項の定める考慮要素を勘案して判断すべきことになる（同法37条の2第4項）。

(2) 電気事業法は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の使用者の利益を保護し、電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、環境の保全を図ることを目的としている（1条）。そして、同法39条1項は、事業用電気工作物の設置者に技術基準適合維持義務を課している。また、同条2項1号は、主務省令で技術基準を定めるに当たっては、「事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること」との基準によらなければならない旨規定しており、これを受けて定められた省令62号は、事業用電気工作物としての実用発電用原子炉施設に係る部材・設備の強度・頑健性と性能等に関する技術基準を具体的に定めている。同法40条に基づく事業用電気工作物の一時使用停止命令は、当該電気工作物に係る具体的な部材・設備が周囲の環境の変化や当該電気工作物の損耗等によって技術基準に適合しなくなった場合に、これを是正する目的でされるものである。これらの規定に照らすと、同法は、事業用電気工作物が技術基準に適合するように維持し、これらが経年変化等により劣化、損耗することによって人体に危害を及ぼし、又は物件

に損傷を与える事態を回避することをその趣旨・目的に含むものと解される。

しかしながら、原告らは、電気事業法40条に基づく一時使用停止命令の義務付けを求めるにつき法律上保護された利益を有する者であるについて、個別具体的な主張を何らしていない。

6 小括

以上によれば、本件義務付けの訴えは、行訴法3条6項1号、37条の2の定める訴訟要件を充足せず、不適法であるから、却下を免れないというべきである。

第3 請求原因に対する認否

1 はじめに

訴状の記載内容には、本件無効確認の訴え、本件義務付けの訴えあるいは被告会社に対する本件差止めの訴えのいずれに関するものか定かでなかったり、被告国に対する訴えに関するものと見られるものについても、本件無効確認の訴えと本件義務付けの訴えのいずれの訴えに係る請求原因として意味を持つのかが判然としないものが数多く見られる。しかし、以下では、争点整理に資するため、必要な範囲で、請求原因について認否を行う。

2 「第1章 はじめに」について

原告らが本件訴訟を提起した動機、意図や、その背景事情を述べるものであり、認否の限りでない。

3 「第2章 本件訴訟の法的根拠」について

(1) 「第1 設置許可無効確認（請求の趣旨1項）」について

ア 「1 原子炉設置許可」について

第1段落1行目に「安全設計審査指針及び安全評価指針のもとに」とあるのを「安全設計審査指針及び安全評価指針等の指針類のもとに」と

解した上で認める。

イ 「2 無効確認訴訟における法律上の利益」について

訴状31ページ第3段落の「福島第一原発事故の（中略）該当することは疑いない」との部分及び同32ページ第3段落の「現行の安全審査指針は」から同33ページ2行目の「東海第二原発の設置許可は無効である。」との部分は争い、その余はおおむね認める。

(2) 「第2 義務付け訴訟（請求の趣旨2項）」について

ア 「1 現在の原子炉等規制法の規定」について

(ア) 「(1)原子炉等規制法の定め」について

おおむね認める。

(イ) 「(2)本件原子炉が上記基準を満たしていないこと」について
争う。

(ウ) 「(3)経済産業大臣には、裁量の余地がないこと」について
争う。

イ 「2 原子炉等規制法の改正」について

(ア) 「原子炉等規制法の改正の経緯」について

認める。ただし、平成24年6月27日は、正しくは原子力規制委員会設置法が公布された日である。

(イ) 「原子炉等規制法の改正の内容」について

「ア」はおおむね認め、「イ」は争う。

ウ 「3 義務付け訴訟の要件」について

第1段落はおおむね認め、第2段落は争う。第3段落のうち、本件原子炉に係る設置許可処分取消請求の出訴期間が経過していることは認め、その余は争う。

(3) 「第3 運転差止（請求の趣旨3項）」について

被告会社に対する請求の原因に関する記載であり、認否の限りでない。

4 「第3章 被告国による原子力政策の問題点」について

(1) 「第1 はじめに」について

東京電力福島第一原子力発電所において原子炉事故（以下「福島第一発電所事故」という。）が発生したことは認め、その余は否認ないし争う。

(2) 「第2 被告国の大統領による原発政策の歴史」について

ア 「1 わが国における原子力政策の始まり」について

昭和29年（1954年）に原子力関係予算が国会にて成立したこと、国連総会でアイゼンハワー米大統領による“Atoms for Peace”的声明がなされたことは認める。

その余は、原告らの意見にわたる部分がほとんどであり、請求原因との関連性も不明であり、認否の限りでない。

イ 「2 原子力基本法の制定」について

原子力基本法、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法、科学技術庁設置法、日本原子力研究所法、原子燃料公社法に関する事実の記載は認め、その余は争う。

ウ 「3 東海村への原子力研究所の建設」について

昭和31年（1956年）、原子力研究所が東海村に建設されることが決定したこと、昭和32年（1957年）8月、原子力研究所において、実験炉JRR-1が初臨界に達したことは認める。評価にわたる部分は争う。

エ 「4 東海第一原発の建設」について

おおむね認める。ただし、「営業運転」（訴状41ページ25行目）というのは、法令上の用語ではない。

オ 「5 東海第一原発の問題点」について

第1段落及び第3段落は争う。

第2段落のうち、本件原子炉施設の設置許可の事実経緯については認

め、その余は争う。

第4段落のうち、「大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害額に関する試算」という報告書が存在すること、同報告書が原発事故の被害想定をしていることは認め、その余の原告らの意見については認否の限りではない。

力 「6 各電力会社による原発の建設」について

事実関係はおおむね認め、評価にわたる部分は争う。

キ 「7 相次ぐ原子力事故と被告国の大原発政策」について

事実関係はおおむね認め、評価にわたる部分は争う。

ク 「8 未解決の使用済み核燃料等の問題」について

事実関係はおおむね認め、評価にわたる部分は争う。

ケ 「9 福島原発事故の結果明らかとなった国の原発行政の破綻」について

平成23年（2011年）3月に福島第一発電所事故が起きたこと、平成24年（2012年）7月5日に、国会における第三者機関による事故調査結果についての報告書（以下、「国会事故調査報告書」という。）が公表されたことは認め、その余は争う。

なお、同報告書には、訴状の記載内容に沿う記載も存するが、訴状には引用箇所の記載がない上、要約が不正確であったり、該当する表現が見当たらない部分があり、正確な認否をすることができない。

5 「第4章 民事差止訴訟の立証責任」について

被告会社に対する請求に関する主張であり、認否の限りではない。

6 「第5章 原発の仕組みと放射能の危険性」について

(1) 「第1 原子力発電所の仕組み」について

ア 「1 原子力発電の仕組み」について

おおむね認める。

イ 「2 沸騰水型（BWR）原子力発電のしくみ」について

おおむね認める。ただし、原子炉格納容器には、鋼鉄製のもののがほか、
鋼製ライナーを内張りしたコンクリート製のものもある。

ウ 「3 核分裂のメカニズムとコントロール」について

おおむね認める。ただし、「核分裂性物質」（訴状 58 ページ 1 行目）
とあるのは「核分裂生成物」の誤りである。また、第 3 段落 4 行目ない
し 6 行目に「これ以上の中性子をウラン 2.3.5 に吸収させるような状態
に制御すると、核分裂は増加し出力は上昇し続ける（臨界超過）」とあ
るが、核燃料には、温度上昇に伴い中性子の吸収等が増加する性質があ
ることから、単純に核分裂が増加し出力が上昇し続けるということには
ならない。

エ 「4 原子力発電について高度の安全性が要求される理由」について

第 1 段落はおおむね認め、第 2 段落は、原子力発電所について安全性
が要求されることを認め、その余は争う。

(2) 「第 2 東海第二原発の特徴」について

ア 「1 老朽化」について

4 行目に「極めて老朽化が進んだ」とあるのは、原告らの主観的評価
を含むものであり、争う。その余はおおむね認める。

イ 「2 周辺の複数の活断層の連動の可能性」について

第 1 段落及び第 2 段落はおおむね認める。

第 3 段落については、文献の引用が不正確である。鳥飼欣一・秋山守
著「原子力工学」227 ページには、「大事故の誘因となる事象が過去
になく、また将来にもあるとは考えられないこと。そして、災害を拡大
する事象も少ないと（地震・気象・海象などの自然的条件や、周辺の
産業活動などが検討される）」と記載されている。

第 4 段落については争う。

第5段落については、被告会社が、平成24年2月29日、原子力安全・保安院に対し、棚倉破碎帯西縁断層と棚倉破碎帯東縁断層について、「両断層の運動の可能性は否定できない。」、F1断層と北方陸域の断層について、「運動の可能性は否定できないが、（中略）既にひずみが解放されていると考えられ、全ての範囲で運動を考慮する必要がない」との報告をしたことは認める。

第6段落は否認ないし争う。

ウ 「3 首都圏に最も近い立地」について

第1段落ないし第3段落は、おおむね認める。

第4段落については、平成24年3月6日付け朝日新聞におおむね原告らの引用する内容の記事が掲載されていることは認める。

エ 「4 東北地方太平洋沖地震における東海第二原発の挙動」について

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生したこと、本件原子炉施設において外部電源を喪失したこと、非常用電源及び冷却機能の一部を喪失したことは認め、その余は否認ないし争う。

オ 「5 度重なる火災、発煙等の事故」について

第2段落及び3段落にある「東北地方太平洋沖地震の前までに」との記載は否認する。本件発電所の廃棄物処理建屋における発煙及び東海発電所の固化処理建屋屋上の冷却塔の火災はいずれも平成24年に発生したものであって、東北地方太平洋沖地震前に発生したものではない。

その余の事実関係はおおむね認め、これらの評価にわたる主張は争う。

(3) 「第3 放射性物質の危険性（特に低線量・内部被曝の危険性）」について

ア 「1 放射性物質の種類と特徴」について

おおむね認める。

イ 「2 放射性物質とそれらが出す主な放射線の種類」について

掲記の放射性物質により牛や人間の臓器等への影響が生じる可能性があるという限度で認める。

ウ 「3 放射線の物理細胞学的影響」について

放射線が被ばく量によっては人体の細胞等に影響を及ぼす可能性があることは認める。なお、放射線の遺伝的影響について確立された知見が存するものではない。

エ 「4 放射線の免疫的影響（加齢を含む）について」について

いわゆる被ばく者について、一部の免疫機能が低下しており、加齢による影響がある旨指摘されていることは認める。

オ 「5 内部被曝の影響の深刻さ」について

(ア) (1)について

ウランが自然放射性核種ではないということ、内部被ばくの特徴が自然放射性核種と人工性放射性核種で異なるとするることは否認し、その余はおおむね認める。

(イ) (2)について

おおむね認める。

(ウ) (3)について

おおむね認めるが、セシウム137とセシウム134の生物学的半減期は同じ数値となるはずである。

カ 「6 低線量被曝による身体的影響の実態」について

(ア) (1)について

おおむね認める。

(イ) (2)について

原告らが指摘する報告が存在することは認めるが、内部被ばくが少ないと思われる地域で甲状腺がんの発症が増加していること、白血病についても同様の傾向が認められることは否認ないし争う。

(ウ) (3)について

原告らが指摘する報告が存在することは認めるが、その信用性については争う。

(イ) (4)について

事実関係についてはおおむね認めるが、その評価にわたる部分は争う。

7 「第6章 福島第一原発事故の真相」について

(1) 「第1 事故の内容と原因」について

ア 「1 福島第一原発事故に触れる意義」について

東北地方太平洋沖地震によって本件原子炉施設に津波が押し寄せたこと、その海水ポンプ室の壁の高さが津波高を上回っていたことは認める。その津波の高さの最大値は、正しくは標高 + 5.35 メートルである。

イ 「2 福島第一原発事故の内容」について

(ア) 「(1)福島第一原発の施設概要」について

おおむね認める。

(イ) 「(2)事故の経緯」について

福島第一発電所事故の経過についてはおおむね認め、その評価にわたる部分は争う。

ウ 「3 福島第一原発事故の原因」について

冒頭の「このような本件福島第一原発事故の原因是（中略）対応できない状態であったことである。」は争う。

その余については、国会事故調査報告書に原告らの引用する記載があることはおおむね認めるが、以下の点は、引用が不正確である。

(ア) 「(1) 地震に対する耐力不足」について

「強大で長時間の地震動に耐えられない状態であったと考えられる。」とあるが（①の1行目）、国会事故調査報告書には「強大で長時間の地

震動にも耐えられるとは保証できない状態だった。」と記載されており（同報告書59ページ2行目）、「地震に対する耐震性を高めるために」とあるが（②の1行目），同報告書に該当する記載は見当たらぬ。

また、「東電と保安院は、（中略）現地での目視調査をしたところ有意な損傷がなかったことを理由にして地震による損傷がなかったとしている。」とあるが（④の1行目以下），現地での目視調査を実施し有意な損傷がないと判断したのは訴外東京電力株式会社のみであって保安院ではない。

さらに、「地震による損傷」とあるが（④の4行目），正しくは「地震動による損傷」である（同報告書59ページ4段落参照）。

(イ) 「(2) 機器、配管が地震で損傷したことが合理的に推測される」について

「推断される」とあるが（①の3行目），国会事故調報告書には、「判断される」と記載されている（同報告書207ページ1）5行目）。

また、「小規模LOCAが起きていたことを推測させる」とあるが（⑥の4行目），同報告書には、「小規模LOCAが起きていた可能性がある」と記載されている（同報告書208ページ末尾）。

(ウ) 「(3) 津波対策の不備」について

「その後の知見の進歩」とあるが（①の1行目），国会事故調報告書には、「研究の進歩」と記載されている（同報告書27ページ）。なお，②及び④は同報告書の一部の引用にとどまっている。

(エ) 「(4) 国際水準を無視したシビアアクシデント対策」について

国会事故調報告書の一部の引用にとどまており，適切な要約ではない。

(2) 「第2 福島第一原発事故による被害」について

ア 「1 はじめに」について

福島第一発電所事故により被害が生じたことは認め、その評価にわたる部分は争う。

イ 「2 コミュニティの破壊による生活基盤の破壊、人と人との関係の切斷」について

訴状78ページ、79ページ記載の資料が存在すること、福島第一発電所事故により、避難や転居を余儀なくされた住民が存すること、同事故による避難区域指定が福島県内の12市町村に及ぶことは認める。なお、平成24年8月14日時点における避難指示区域等からの避難者数は、「約11.1万人」が正確な数字であると思料される。

ウ 「3 福島第一原発事故による人的被害」について

(ア) 「(1) 精神的被害」について

一般論として、福島第一発電所事故により、健康や将来の生活に対する不安を抱く住民がいることは認める。

(イ) 「(2) 放射線による身体障害」について

福島第一発電所事故から本件の訴え提起までに1年4か月程度が経過したことは認め、その余は原告らの見解にすぎず、認否の限りでない。

(ウ) 「(3) 農林水産業の被害」について

a ①について

福島第一発電所事故により、避難や転居を余儀なくされたり、從来の土地で営農が困難となった住民等が存すること、避難区域の見直しが行われたこと、避難指示が継続されていることは認める。

b ②について

認める。

c ③について

おおむね認める。

d ④について

事実関係については、おおむね認める。

e ⑤について

東京電力株式会社に対する別件訴訟の詳細については不知。

f ⑥について

おおむね認める。

(I) 「(4) 工業に対する被害」について

おおむね認める。ただし、原告らの予想については認否の限りではない。

(才) 「(5) 商業に対する被害」について

風評被害に関する記載は不知。その余の事実関係はおおむね認め、評価にわたる部分は争う。

(カ) 「(6) サービス、観光業への影響に対する被害」について

一般論として、観光業に関し、福島第一発電所事故による影響があったことは認める。

(3) 「第3 茨城県への被害の内容」について

ア 「1 茨城県への汚染」について

第1段落は、一般論としては認める。

第2段落は、茨城県内に放射性物質が飛散したことは認め、第2文については訴状記載の「想定」内容が明らかではなく認否の限りでない。

イ 「2 茨城県への被害」について

(ア) 「(1) 産業に対する被害の内容」について

不知。

a 「ア 漁業への被害」について

おおむね認める。

b 「イ 農業への被害」について

1行目に「8月29日」とあるのは、正しくは「8月30日」である。3行目に「農地の汚染地図」とあるのは、正しくは「農地土壤の放射性物質濃度分布図」である。4行目に「基準を超えて汚染された」とあるのは、正しくは「稲の作付制限対象区域を設定する際の基準を超えて汚染された」である。5行目以下の記載によると、農林水産省が1平方メートル当たりのセシウムの数値を公表したかのように読めるが、かかる数値を公表した事実はない。その余はおおむね認める。

c 「ウ 観光業への被害」について

一般論として、観光業に対して福島第一発電所事故による影響があつたことは認める。

(4) 「(2) 避難という形での被害」について

第1段落については認める。

第2段落に記載された新聞記事が存することは認める。

ウ 「3 原告らへの被害」について

(7) 「(1) 放射線による外部被曝について」について

a 「ア 公衆被曝の基準について」について

国際放射線防護委員会（ICRP）の規定において、通常時的一般人の1年間の被ばく線量の限度は実効線量で1ミリシーベルトと定められていることは認める。

b 「イ 文部科学省の測定データに基づく広範囲の汚染実態」について

事実関係についてはおおむね認め、評価にわたる部分は争う。

c 「ウ 局所的な高度の汚染実態」について

事実関係についてはおおむね認め、評価にわたる部分は争う。

d 「エ 小括」について

争う。

(イ) 「(2) 内部被曝について」について

a 「ア 放射性プルーム通過時の吸入による内部被曝」について

第1段落については、平成23年3月15日及び同月21日に首都圏上空を放射性プルーム(放射性雲)が通過したことは認める。

第2段落第1文については、平成24年3月9日付け朝日新聞の記事に同趣旨の記載があることは認める。

第3段落については、文部科学省の航空機モニタリングの測定結果などから放射性物質が拡散したと推測されていることは認め、その余は不知。

b 「イ 水の摂取による内部被曝」について

(a) 「①水道水の汚染」について

第1段落のうち、平成23年3月23日に採取した浄水から110Bq/kgの放射性ヨウ素が検出されたのは、「流山浄水場」ではなく、「北千葉浄水場」が正しく、その余は認める。

第2段落のうち、乳幼児は放射線に対する感受性が高いことから、放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合には、調整粉乳を水道水で溶かして乳児に与える等の水道水の摂取を控えることとされていること、放射性ヨウ素の半減期が約8日とされていることは認め、その余は争う。

(b) 「②水源である霞ヶ浦の汚染」について

第1段落第2文のうち、平成23年12月2日及び平成24年3月30日に、環境省モニタリング調査結果が公表されたことは認める。

その余は争う。

c 「ウ 食品摂取による内部被曝」について

第2段落は不知。

第3段落については、「暫定基準値」とあるのを「暫定規制値」と解した上で、厚生労働省が定めていた暫定規制値が、食品からの被ばく線量を年間5ミリシーベルト以内にとどめようとするための基準であったこと、国際放射線防護委員会（ICRP）の規定において、通常時の一般人の1年間の被ばく線量の限度は実効線量で1ミリシーベルトに定められていること、厚生労働省が、平成24年4月1日付で、食品からの被ばく線量を、年間5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに引き下げたことは認め、その余は争う。

d 「エ 小括」について

争う。

8 「第7章 地震と津波の危険性について」について

冒頭の記載のうち、発電用原子炉施設の設置許可においては、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針等の安全審査指針類を満たすことが求められること、発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針に「自然現象に対する設計上の考慮」が定められていること、原子炉施設の安全性が損なわれない設計である旨定められていること、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針に、「施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切な地震動による地震力に対して、その安全機能が損なわれるがないように設計されなければならない。」と定められていることは認める。

(1) 「第1 地震のメカニズム」について

ア 「1 プレートテクトニクス」について

テクトニクスの定義については、「地球内部に原因のある地震・火山・地殻変動など、広義の変動を研究する学問分野」が正しい。その余の事実は認め、評価にわたる部分は争う。

イ 「2 東海第二原発敷地周辺のプレートの状況」について

(ア) 「(1) 日本列島とプレートとの位置関係」について

第2段落第2文は争い、その余はおおむね認める。

(イ) 「(2) 日本列島で地震が発生する理由」について

おおむね認める。

(ウ) 「(3) 東海第二原発敷地付近の状況」について

第1段落及び第2段落の第1文についてはおおむね認める。

その余は否認する。

ウ 「3 地震と活断層」について

(ア) 「(1) 地震とは」について

第2段落の記載は争う。地震動の強さは、加速度のみによって評価されるものではない。その余はおおむね認める。

(イ) 「(2) マグニチュード (M) とは」について

第1文のうち、「マグニチュード (M) とは、(中略) これはズレ破壊が生じた面（震源断層面）の大きさをいい」とあるのは否認する。
マグニチュードは震源断層面の大きさを示すものではない。

第3文のうち、破壊が拡大する速度については、毎秒1キロメートル程度から毎秒3キロメートル程度まで見解が分かれており、不正確である。

その余はおおむね認める。

(ウ) 「(3) 震源断層面、アスペリティとは」について

第3段落2行目に「極めて大雑把な想定でしかない。」とある点は争い、その余はおおむね認める。

(エ) 「(4) 応力降下量とは」について

第1段落第5文の「歪みは『応力』といい」との点は否認する。ひずみとは、「物体が外力の作用を受けた時に生ずる形や体積の変化。

変形。ゆがみ。」をいう。その余はおおむね認める。

(オ) 「(5) すべり量とは」について

おおむね認める。

(カ) 「(6) 活断層とは」について

a 「ア 活断層の定義」について

おおむね認める。なお、耐震設計審査指針は考慮する活断層として「後期更新世以降の活動が否定できないもの」としている。

b 「イ 活断層の種類」について

おおむね認める。

c 「ウ 活断層調査の重要性」について

第5段落4行目に「極めて部分的にしか」とあるのは争い、その余はおおむね認める。

(キ) 「(7) 震度とは」について

2行目に「Mを基本とし」とあるのは否認する。震度そのものはマグニチュードを基本として決定されるものではない。その余はおおむね認める。

エ 「4 耐震安全性評価の方法」について

(ア) 「(1) はじめに」について

おおむね認める。

(イ) 「(2) 原発敷地における地震動の推定」について

第1文は認め、その余は否認ないし争う。

a 「ア 断層モデルによる方法」について

第1段落のうち、断層モデルによる評価が①ないし④により行われていることについてはおおむね認め、⑤及び⑥については否認する。⑤について、地震調査研究推進本部の「強震動予測レシピ」は四つの構成から成り、その四つ目の「予測結果の検証」では過去の

地震記録や距離減衰式による結果を用いることとされているが、断層モデルによる評価プロセスに距離減衰式による評価は含まれない。

⑥は耐震設計もしくは耐震安全性評価に属するものであって、断層モデルの検討方法には含まれない。

第2段落のうち、第1文ないし第3文についてはおおむね認める。

ただし、第2文に記載されている「地震の平均像」という用語は、耐震設計審査指針において用いられていない。第4文のうち、「2006年に定められた新耐震設計審査指針で『不確かさの考慮』が求められるようになった」とある点は認め、その余は争う。

第3段落は争う。

第4段落のうち、南海トラフの巨大地震モデル検討会による報告に、訴状記載の表現が使用されていることは認める。

第5段落及び第6段落は争う。

b 「イ 応答スペクトルに基づく方法」について

(a) 「①応答スペクトルとは」について

おおむね認める。

(b) 「②応答スペクトルに基づく方法」について

第1段落については、応答スペクトルによる方法においては、「震源距離」のみが数値計算の対象とされるわけではなく、震央距離や断層最短距離も数値化するものであり、記載が不正確である。

第2及び第3段落はおおむね認める。

第4段落のうち、「地震動の平均像に基づいて解析を行うことを意味している。」とあるのは認め、その余は争う。

第5及び第6段落は争う。

第7段落のうち、「耐専スペクトルが多数の地震動の平均像」

であることは認め、その余は争う。

(2) 「第2 プレート境界地震に伴う津波発生の危険性」について

ア 「1 津波とは」について

おおむね認める。

イ 「2 津波の破壊力」について

第1段落、第2段落、第3段落及び第6段落についてはおおむね認め
る。

第4段落のうち、第2文ないし第4文についてはおおむね認め、その
余は、争う。

(3) 「第3 東北地方太平洋沖地震」について

第1段落第1文のうち、東北地方太平洋沖地震の震源は、「三陸沖」が
正しい。その余はおおむね認める。

(4) 「第4 新潟県中越沖地震」について

ア 「1 新潟県中越沖地震の地震動」について

事実関係はおおむね認め、評価にわたる部分は争う。

イ 「2 地震動の大きさとその要因」について

第1段落及び第3段落はおおむね認める。なお、第1段落2行目に「解
放基盤面」とあるのは、「解放基盤表面」の誤記と思われる。

第2段落は争う。

第4段落及び第5段落については、おおむね認めるが、訴状120ペ
ージ記載の「設定した震源断層モデルの諸元」は記載が不正確であると
考えられる(平成20年5月22日付け独立行政法人原子力安全基盤機
構作成に係る「2007年新潟県中越沖地震により柏崎刈羽原子力発電
所で発生した地震動の分析」10, 19ページに類似した図表はあるが、
数値等の記載が異なる。)。第5段落2行目に「想定されていた地震の応
力降下量の1.5倍に相当する」とあるが、「短周期レベルが平均的な

ものよりおよそ1.5倍程度大きかった」と記載するのが正確である。

ウ 「3 新潟県中越沖地震を踏まえた全国原発での耐震バックチェックの中での検討」について

(7) 「(1) 耐震設計見直しの事実経過」について

原子力安全・保安院が、新潟県中越沖地震から得られる知見を耐震安全性の評価に適切に反映するよう指示したことは認め、その余は争う。

(4) 「(2) 新潟県中越沖地震の応力降下量はあり得る応力降下量の最大か」について

争う。

(5) 「第五 地震科学の限界性」について

ア 「1 紲織教授らの発言」について

雑誌「科学」に訴状の上記箇所で引用された対談が掲載されていることは認める。

その余は争う。

イ 「2 平均像で行なうことの問題、現象の最大値を求めることが困難さ」について

一般論として、確実な地震予測が困難であることは認め、その余は争う。

9 「第8章 東海第二原発を襲う地震と津波」について

(1) 「第1 耐震設計の不備」について

ア 「1 改訂耐震設計審査指針による耐震設計の概略」について

おおむね認める。

イ 「2 東海第二原発の設計用基準地震動の変遷」について

訴状130ページ7行目以下に耐震バックチェックの範囲が不明とする点は否認し、その余はおおむね認める。

ウ 「3 東北地方太平洋沖地震発生前の耐震バックチェック審議状況」

について

事実関係はおおむね認め、評価にわたる部分は争う。

(2) 「第2 プレート間地震の危険性」について

ア 「1 被告日本原電の想定」について

第1段落は認め、第2段落は争う。

イ 「2 行うべき想定は『南海トラフの巨大地震による震度分布、津波高について（第一次報告）』での想定と同程度であるべき」について

(ア) 「(1) 報告の内容」について

報告書の内容については、おおむね認める。ただし、「過去最大の事象（既往最大）に基づいて耐震設計や耐津波設計を実施するだけでは不十分であることを示している」（訴状135ページ18行目以下）との点は争う。また、中部電力株式会社浜岡原子力発電所において近傍のアスペリティの応力降下量が従来の想定の約3倍に増えたとする点については、「約2倍」が正しい。

(イ) 「(2) 検討会報告の設定したモデル」について

「ア」はおおむね認める。

「イ」は争う。「機械的に強震動生成域、大すべり域、超大すべり域を設定している」（訴状140ページ1行目以下）ものではない。

(ウ) 「(3) 検討会報告のもつ本質的意味」について

争う。

(エ) 「(4) 東海第二原発敷地付近の日本海溝でも同様の想定が必要」について

争う。

ウ 「3 地震の空白域が存在すること」について

否認ないし争う。東北地方太平洋沖地震が発生した際のプレートの動

きについての定説的な科学的知見は存在しない。

エ 「4 東海第二原発前面海域で巨大事象が生起する可能性（沈み込む海山の存在）」について

第1，第2及び第4段落は認め，第3，第5及び第7段落は争う。

第6段落のうち，野田佳彦内閣総理大臣（当時）の会見内容は認め，その余は争う。

オ 「5 小括」について

争う。

(3) 「第3 内陸地殻地震の危険性」について

ア 「1 日本原電の想定」について

「内陸地殻内の断層による地震動の問題は，東北太平洋沖地震による応力場の変化により，大きく様相を異にすることとなった」との点は争う。このように断定できる科学的知見は存在しない。

その余はおおむね認める。

イ 「2 内陸地殻内地震を引き起こす東海第二原発周辺の断層について」について

(7) 「(1) 東北地方太平洋沖地震後の耐震バックチェック審議状況」について

「ア」の第1，第2段落はおおむね認め，第3段落は争う。

「イ」について，事実関係はおおむね認め，評価にわたる部分は争う。

(1) 「(2) F3断層及びF4断層による地震動評価は不十分である」について

第1段落及び第2段落はおおむね認める。

第3段落第1文，第2文のうち，被告会社が，「延長部に断層が認められない」あるいは「B2層上部に変位・変形を与えていない」と

判断したこと、第3文のうち、被告会社が、F3断層及びF4断層を一連の断層構造として長さ16キロメートルと判断したことは認め、その余は争う。

第4段落ないし第6段落はおおむね認める。

第7段落は争う。

(ウ) 「(3) 連動する可能性のあるF1断層と北方陸域の断層」について
第1段落及び第2段落はおおむね認める。

第3段落のうち、「F1断層については、後期更新世以降の活動がないと評価することはできず、耐震設計上考慮すべき断層に該当するといわねばならない。」(訴状154ページ10行目以降)とあるのは争い、その余はおおむね認める。

第4段落は認める。

第5段落のうち、「両者の同時活動を考慮する必要はないとしている」(訴状156ページ2行目以下)との点は否認し、その余はおおむね認める。

第6段落のうち、「一連の地質構造である可能性を肯定している」との点(訴状156ページ9行目)は否認し、その余はおおむね認める。一連の地層構造である可能性があることを前提に調査を指示したにとどまる。

第7段落及び第8段落は争う。

(イ) 「(4) 連動する可能性のある棚倉破碎帯」について

第1段落及び第2段落おおむね認める。

第3段落ないし第5段落は否認ないし争う。

(オ) 「(5) 被告日本原電が検討の対象から外したF2断層」について

第1段落及び第2段落は認める。

第7段落及び第8段落のうち、「2009年10月28日原子力安

全委員会事務局の「震源を特定せず策定する地震動レベルを検証する方法について」は、次のようなイメージ図を示している。」との点（訴状161ページ17行目以下）、「ここでは、『震源を特定できない地震と孤立した長さの短い断層の震源像の連続性を考慮して、震源を予め特定しにくい地震の地震規模を設定する』とされている」との点（訴状162ページ1行目以下）は認める。

その余は争う。

ウ 「3 地表において少しでも確認された断層についてはM7.0を想定すべき」について

各電力会社の調査内容についての記載はおおむね認め、その余は争う。

エ 「4 震源を特定せず策定する地震動について」について

(ア) 「(1) 被告日本原電が検討する『震源を特定せず策定する地震動』の内容」について

第4段落のうち、「これは、第7章、第1、4項②で述べた『大崎の方法』の考えに近く、さらにそれを徹底したものといえる。」（訴状166ページ2行目）との点は争う。

第5段落のうち、「被告日本原電は、東海第二原発敷地付近でM6.8の地震が発生するとして、断層モデルによる方法によって、多数の地震動を想定している。」との点は否認する。被告会社は、断層モデルによって地震動を想定したのではなく、震源近傍の強震観測記録に基づいて地震動レベルを直接設定した上、設定した地震動レベルが妥当かどうかについて断層モデルを用いて検証したものである。

その余はおおむね認める。

(イ) 「(2) 被告日本原電が検討した『震源を特定せず策定する地震動』は不十分～断層モデルの方法で算出した地震動の最大値を採用すべき」について

第1段落のうち、「『加藤、他』の応答スペクトルは、実観測記録に基づく『震源を特定せず策定する地震動』であるとの点及び第2段落については、おおむね認め、その余は否認ないし争う。

(ウ) 「(3) 被告日本原電の想定した断層モデルは過小評価」について

第1段落のうち、「被告日本原電は、『震源を特定せず策定する地震動』を導くため、断層モデルによる方法を採用して地震動を算出しようとした。」との点は否認し、「被告日本原電の想定する $17 \text{ km} \times 17 \text{ km}$ の震源断層面が、新潟県中越沖地震の震源断層面に比べて相当に小さいものでしかないことが明らかである。」との点、第2段落のうち、第3文から末尾までの記載は争う。その余はおおむね認める。

(イ) 「(4) 『加藤、他』による応答スペクトルは不十分な内容」について

争う。

(オ) 「(5) 『震源を特定せず策定する地震動』の設定にも新潟県中越沖地震の知見の反映は必要」について

第1段落はおおむね認め、その余は争う。

(カ) 「(6) 結論」について

争う。

10 「第9章 東海第二原発は老朽原発である」について

(1) 「第1 はじめに」について

ア 「1 東海第二原発の運転年数が34年の長きにわたっていること」について

第2段落の記載及び第3段落のうち、原子炉施設の老朽化に関する記載は、一般論としては認め、その余は争う。

第1段落及び第4段落は、原告らの主張の予定等を記載したものであり、認否の限りではない。

イ 「2 「高経年化」は老朽化と同義であること」について

否認ないし争う。

(2) 「第2 応力腐食割れ」について

ア 「1 ステンレスによるひび割れ」について

第1段落はおおむね認める。

第2段落は、原告らの意見にすぎず、認否の限りでない。

イ 「2 1970年代の応力腐食割れ」について

豊田正敏の論文に、引用された記載があることは認める。

ウ 「3 1990年代の応力腐食割れ」について

事実関係はおおむね認め、評価にわたる部分は争う。

エ 「4 ひび割れ隠しによる原発の運転停止」について

第1段落のうち、東京電力株式会社が所有する全原子力発電所を対象とした格納容器漏えい率検査を実施したことは認める。

第2段落のうち、被告会社が、敦賀原子力発電所1号機について、平成6年から平成10年までに実施した自主点検作業において炉心シャラウドにインディケーション数十箇所を確認していたこと、かかる事実を行政庁に報告しなかったことは認める。

なお、被告会社を含めた3社が不正行為をしていた旨を公表した事実はなく、被告会社が平成14年9月25日に公表したのは、炉心シャラウドに安全上問題がないということである。また、被告会社は、平成11年から平成13年までに実施した第26回定期検査の際に炉心シャラウドの交換を行っており、その旨を平成14年9月25日以前に公表していた。

第3段落のうち、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が全て停止したことは認め、その余は原告らの意見にすぎず、認否の限りではない。

第4段落は争う。

オ 「5 応力腐食割れの現状と対策」について

争う。なお、平成14年以降、応力腐食割れが発見されているのは、正しくは低炭素系ステンレス鋼である。

(3) 「第3 東海第二原発と応力腐食割れ」について

ア 「1 東京電力のひび割れ隠し問題を受けた原子力安全・保安院の指示内容」について

おおむね認める。ただし、「溶接接線」（訴状176ページ22行目）とあるのは「周接溶線」が正しい。

イ 「2 被告日本原電の対応」について

おおむね認める。ただし、(2)の2行目に「超音波探査」とあるのは、正しくは「超音波探傷検査」である。

ウ 「3 炉心シラウドについて」について

第1段落及び第2段落はおおむね認める。

第3段落及び第4段落は争う。

エ 「4 東海第二原発で認められた応力腐食割れ」について

(ア) 「(1) 第21回定期検査の結果」について

おおむね認める。ただし、(1)の5行目に「約62mm」とあるのは、正しくは「約63mm」である。

(イ) 「(2) 第24回定期検査の結果」について

第1段落は、おおむね認める。ただし、検査期間について「9月27日から」とあるのは、正しくは「9月7日から」である。

第2段落のうち、溶接線H7のひび割れの位置・個数、全周の約47パーセントで実施したことは認め、その余は争う。

第3段落は争う。

第4段落のうち、原子力安全・保安院が平成16年(2004年)10月22日に「炉心シラウド及び原子力再循環系配管の健全性評

価について一検討結果の整理」を発表したこと、その中に原告らの引用する記述があることは認め、その余は争う。

(イ) 「(3) 応力腐食割れは進展している」について

第1段落及び第2段落は事実関係についておおむね認め、第3段落は争う。

第4段落のうち、「ひび割れの存在が判明している溶接線H-7については、炉心シュラウド本体とシュラウドサポートとの接続部である。」

(訴状182ページ27行目以下)との点は認め、その余は争う。

(I) 「(4) 地震動と応力腐食割れ」について

第1段落は認め、その余は争う。

11 「第10章 安全設計審査指針が想定する事態を超えて過酷事故が発生する」について

(1) 「第1 改訂指針による耐震安全性評価がなされていない」について

ア 1について

第1段落及び第2段落のうち、国会事故調査報告書に原告らの引用する記載があることはおおむね認める。第3段落は争う。

イ 2について

第1段落ないし第3段落は、国会事故調査報告書に原告らの引用する記載があることはおおむね認める。第4段落及び第5段落は争う。

ウ 3について

第1段落のうち、国会事故調査報告書の参考資料に福島第一原子力発電所についていわゆる耐震バックチェックの結果が記載されていることは認め、その余は争う。

エ 4について

被告会社が、いわゆる耐震バックチェックにおいて、基準地震動S_sを策定したこと、その際、1896年鹿島灘の地震を検討用地震として

選定したことは認め、その余は争う。

(2) 「第2 安全指針が想定する事態を超える」について

ア 「1 はじめに」について

第1段落のうち、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴い発生した津波等に起因して、訴外東京電力株式会社福島第一原子力発電所において放射性物質が環境に放出される事故が発生したことは認め、福島第一原子力発電所が、現行の安全指針類による安全審査を経て設置許可がなされていたことは否認する。設置許可は、設置許可の安全審査がなされた当時の安全指針類に基づいて行われている。

第2段落のうち、「燃料集合体の飛び出し」(訴状187ページ12行目),「制御棒が引き抜けなくなる」(訴状187ページ13行目),「タービンの回転羽根の損傷」(訴状187ページ13行目),「事前の考慮が足りなかつたことを認めている」(訴状187ページ15行目以下)とあるのは否認する。燃料集合体の飛び出しについては確認されておらず、制御棒が引き抜けなくなつたこと及びタービンの回転羽根が損傷したのは、新潟県中越沖地震を原因とするものではない。また、原子力安全・保安院は、「事前の考慮が足りなかつたことを認めている」とのコメントは発出していない。その余はおおむね認める。

第3段落は争う。

イ 「2 現行の安全性確保にかかる審査基準」について

(ア) 「(1) 安全性確保にかかる原子炉等規制法の規制と安全指針」について

おおむね認める。ただし、安全審査指針類は、単に「原子力安全委員会の判断基準の集積を明文化したもの」ではない。

(イ) 「(2) 立地指針、安全設計指針、安全評価指針、重要度分類指針、

耐震設計指針の目的と相互関係」について

おおむね認めるが、引用漏れ、誤記が複数ある。例えば、「重大な事故（重大事故）が発生しても」とあるのは（訴状189ページ2行目）、「重大な事故（重大事故）の発生を仮定しても」が正しく、「（仮想事故）が発生しても」（訴状189ページ4行目）とあるのは、「（仮想事故）の発生を仮想しても」が正しい。また、「隔離」（訴状189ページ26行目）とあるのは「離隔」が正しい。

ウ 「3 自然現象による事故に対する安全評価が欠落した状態で東海第二原発の安全審査がなされた」について

(ア) (1)について

否認する。発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（以下「安全評価審査指針」という。）は、「安全指針類」の一部をなし、他の指針と相まって意味を持つものであり、「自然現象等の外部事象」については、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」（以下「安全設計審査指針」という。）等に基づいて審査されることになっている。

(イ) (2)について

おおむね認めるが、記載が不正確な点等が散見される。例えば、安全評価審査指針に「離隔要件を判断するため」（訴状191ページ24行目）という文言は存在しない。

(ウ) (3)について

おおむね認めるが、記載あるいは要約が不正確な点等が散見される。例えば、「『残余のリスク』を除く」（訴状192ページ13行目）という表現は、安全指針類には見当たらない。

(エ) (4)について

争う。

工 「4 立地指針の要件を東海第二原発は満たしていない」について

(ア) (1)について

第1文はおおむね認め、その余は争う。

(イ) (2)について

第1段落ないし第3段落、第5段落はおおむね認める。

第4段落、第7段落は争う。

第6段落のうち、原子力安全委員会が発出した「安全審査指針の体系化について」に原告らの引用する記述があることは認める。

(ウ) (3)について

争う。

(エ) (4)について

安全評価審査指針（解説）に「例えば、『仮想事故』の選定に当たって、炉心の核分裂生成物の多重防護の全てが、無条件に機能しないと仮定すると、離隔距離は事実上原子炉出力のみで定まってしまうことになり、その他の重要な因子は無視されることになる。このような仮定は、最小限度必要とされる離隔距離を判断するという見地からは、適切といい難く、したがって、『原子炉立地審査指針』が必須な仮定として求めるものではない。」との記載があること（ただし、原告らの引用は不正確である。）、安全評価審査指針の立地評価において評価すべきとされている重大事故及び仮想事故の具体的な事象が、BWRの場合、①原子炉冷却材喪失、②主蒸気管破断の二つであること、主蒸気管破断について仮定「(10)、仮定「(14)として記載されている仮定条件があること、国会事故調査報告書に、「福島第一原発1号機の主蒸気逃がし安全弁（SR弁）は、事故進展のさなか、結局一度も（あるいは、ほとんど）作動しなかった疑いがある。」との記載があることは認め、その余は争う。

(オ) (5)について

第1段落及び第2段落はおおむね認める。

第3段落のうち、設置許可申請書添付書類6に原告らの引用する記述があることは認め、その余は争う。

第4段落のうち、設置許可申請書添付書類6に、原告らの引用する記述があることは認め、その余は争う。

第5段落は争う。

オ 「5 耐震設計指針では重大事故を防げない」について

瀬瀬教授の発言内容についてはおおむね認め、その余は争う。

カ 「6 外部電源の耐震性、安全性確保がなされていない」について

第1段落及び第2段落はおおむね認める。

第3段落のうち、鉄塔倒壊が原因で福島第一原子力発電所の外部電源が喪失したことについては未解明である。その余はおおむね認める。

第4段落及び第5段落は争う。

(3) 「第3 シビアアクシデント対策は全く取られていない」について

ア 「1 シビアアクシデント対策とは」について

おおむね認める。

イ 「2 深層防護（多重防護）におけるシビアアクシデント対策（第4層）の位置づけ」について

(ア) (1)について

第1段落及び第3段落はおおむね認める。

第2段落は争う。

(ア) (2)について

おおむね認める。

ウ 「3 シビアアクシデント対策の不備が公式に明らかにされた」について

おおむね認めるが、発言の要約が正確とは言い難い。

エ 「4 シビアアクシデント対策による安全確保は限定的である。東海第二原発はその対策さえ十分にしていない」について

(ア) (1)について

シビアアクシデント対策が、安全規制の対象ではなく、実用発電用原子炉設置者の自主的な取組みとして対策の整備が進められてきたということは認め、その余は争う。

(イ) (2)について

争う。

(ウ) (3)について

第1段落のうち、被告会社が「東北地方太平洋沖地震発生後の東海第二発電所の状況及び安全対策について」を発表したことは認める。

第2段落及び第3段落については争う。

12 「第11章 放射性物質拡散の現実的な危険性と被害の重大さ」について

(1) 「1 はじめに」について

福島第一発電所事故によって避難を余儀なくされた住民等が存すること、様々な被害が生じていることは認め、その余は争う。

(2) 「2 シビアアクシデントはどのように起きるか」について

おおむね認める。ただし、「原子力安全委員会の原子力施設等防災専門部会に設置された防災指針検討ワーキンググループがシビアアクシデントをグループ分けし」(訴状202ページ18行目以下)との記載は事実と異なる。

(3) 「3 逃げ遅れた住民が被曝すること」について

ア 「(1) 130キロ圏内は全国一の過密地域」について

第1段落及び第2段落はおおむね認める。

第3段落は争う。

第5段落のうち、福島原発事故独立検証委員会調査・検証報告書に、政府の想定に関して原告らの引用する記述がされた箇所があることは認め、その余は争う。

イ 「(2) 避難は時間との闘い—その困難さから甚大な被害がもたらされる」について

(ア) アについて

第1段落は知らないし争う。

第2段落は否認する。茨城県東海村における風向きは、年間の8割が北東及び北北東ではない。

(イ) イについて

知らないし争う。なお、防災指針検討ワーキンググループの報告には、「被曝を肺や骨髄に受けて数時間以内に死亡する」との記載は見当たらない（訴状206ページ「イ」5行目）。本件原子炉から半径5キロメートル圏内が「被曝を肺や骨髄に受けて生命を脅かす線量レベル」となるというのが正しい。

(ウ) ウについて

橋本茨城県知事の発言自体は認める。

その余は原告の意見にすぎず、認否の限りでない。

(エ) エについて

争う。

(4) 「4 放射性物質が首都圏を襲う」について

ア 「(1) 現在の想定」について

(ア) 「ア 原子力安全委員会の『とりまとめ（案）』」について

第1段落は争う。

第2段落及び第3段落はおおむね認める。

第4段落は不知。

(イ) 「イ 予防的防護措置を準備する地域（概ね5 km）」について

第2段落第3文は争い、その余はおおむね認める。

(ウ) 「ウ 緊急時に防護措置を準備する区域（概ね30 km）」につい

て

第1段落、第2段落第1文、第3段落はおおむね認め、

その余は争う。

(エ) 「エ 小括」について

争う。

イ 「(2) 環境総合研究所の3次元拡散モデル」について

不知。

(5) 「5 放射性セシウム等による農業・漁業への打撃」について

争う。

(6) 「6 茨城県は県庁所在地を失い行政機能が損なわれること」について

争う。

(7) 「7 使用済み核燃料の危機および原子力関連施設密集地であることか

らくる複合的事故による被害拡大」について

ア 「(1) 使用済み核燃料の危機」について

第1段落及び第2段落のうち、福島原発事故独立検証委員会調査・検証報告書に、原告らの引用する記述がされた箇所があることは認める。

第3段落については、使用済核燃料による事故を念頭に置く必要があること自体は認める。

イ 「(2) 東海第二原発から30KM圏内は核関連施設の密集地域」について

おおむね認める。

ウ 「(3) 使用済核燃料再処理施設の危険」について

訴状215ページ掲載の表が公表されていること、訴状記載と同様のプルトニウムに関する一般的な記載が見られることは認める。なお、高放

射性廃液については、平成23年3月11日以降に緊急安全対策が採られており、必ずしも約48時間から53時間で沸騰が始まるものではない（訴状215ページ2行目以下）。

エ 「(4)避難指示が出たら事故を防げるのか」について争う。

(8) 「8 被告日本原電の人的・経理的条件から、拡大した被害が放置される可能性が高いこと」について争う。

13 「第12章 電力需給は原発運転再開の理由とならない」について

(1) 「第1 はじめに」について争う。

(2) 「第2 電力需要のピークは真夏の午後である」について争う。

(3) 「第3 今夏、電力不足は生じていないこと」について
ア 「1 東日本全体の見通し」について

(ア) (1)について

第1段落はおおむね認める。

第2段落のうち、「今夏の受給電力対策」に訴状の記載に類する記載があることは認める。

(イ) (2)について

不知。

イ 「2 東京電力管内について」について

(ア) 「(1) 今夏の電力不足はない見通しである」について

東京電力株式会社が、平成24年5月18日に「平成24年度夏期の需給見通しについて」を公表したことは認める。

(イ) 「(2) 現に電力不足は生じていない」について

事実関係はおおむね認め、評価にわたる部分は争う。

ウ 「3 東北電力管内について」について

(ア) 「(1) 今夏の電力不足はない見通しである」について

東北電力株式会社が、電力需給見通しに関する発表を行ったこと、同社管内の原子力発電所が発電を行っていないことは認め、その余は争う。

(イ) 「(2) 現に電力不足は生じていない」について

事実関係はおおむね認め、評価にわたる部分は争う。

エ 「4 小括」について

争う。

(4) 「第4 昨夏、昨冬ともに電力不足は生じなかったこと」について

掲記された各表の内容についてはおおむね認め、その余は争う。

(5) 「第5 今後も電力不足は生じないこと」について

ア 「1 ピークカット・ピークシフトによる対策が有効である」について

て

原告らの意見にわたる記述であり、認否の限りでない。

イ 「2 最大電力需要は増大していない」について

(ア) (1)について

争う。

(イ) (2)について

総務省が発表した人口推計の内容については認める。

ウ 「3 電力各社は原発以外の発電設備を増強していること」について

認める。

エ 「4 再生可能エネルギーの開発」について

認める。

(6) 「第6 まとめ」について

争う。

14 「第13章 本件訴訟請求原因の概要と結論」について

訴状の請求原因の記載を総括したものであり、全体として争う。

第4 被告国の今後の主張予定

本件無効確認の訴えについては、原告らの原告適格に係る主張立証を待つて必要な範囲で本案前の答弁を行うとともに、本件設置許可処分が適法であることを追って主張する予定である。

また、本件義務付けの訴えについては、訴訟要件との関係で重大な損害が生ずるおそれがないことを必要に応じて主張するとともに、原告らの原告適格に係る主張立証を待つて、必要な範囲で個別具体的な主張を行う予定である。

以上